

社会福祉法人更生会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人更生会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員として、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、下記のとおりとし、これについては、別に定める旅費規程に準ずるものとする。

理事会・評議員会等出席の都度 1人一律8,000円

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会の出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金により本人に支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 前項の規程にかかわらず、この法人の職員として、職員給与が支給されている役員等に対しては、この規程に基づく旅費は支給しない。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この改正規程は、平成30年4月1日より適用する。